
江府町こども計画・ 第3期江府町子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

令和7年3月

江府町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の対象	
5 計画の策定体制	
6 子ども・子育て支援をめぐる国の動向	
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	5
1 人口と世帯の状況	
2 子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果	
3 ニーズ調査のまとめと課題	
第3章 計画の基本的な考え方	12
1 基本的な理念	
2 基本目標	
3 施策の体系	
第4章 こども施策の展開	14
1 基本目標 1 子どもの権利の保障と意見の尊重	
2 基本目標 2 地域における子育て支援の充実	
3 基本目標 3 安心してこどもを生み育てられる環境づくり	
4 基本目標 4 生きる力を育むこども・若者の健全育成	
5 基本目標 5 安全で快適な生活環境の整備	
6 基本目標 6 支援を必要とするこども・若者や家庭の支援	

第5章 子ども・子育て支援事業計画 27

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 こどもの人口推計
- 3 幼児期の保育・教育の量の見込みと提供体制
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
- 5 保育・教育の一体的支援及び推進制の確保

第6章 計画の推進に向けて 51

- 1 推進体制
- 2 計画の広報・啓発
- 3 PDCA サイクルによる推進・管理体制

本計画における「こども」表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念において、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢でかくすることのないよう「こども」表記がされているため、本計画においては、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることにします。

※特別な場合とは、例えば、

- ・法令に根拠がある語を用いる場合
- ・固有名詞を用いる場合
- ・他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

江府町では、平成 24 年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年度～平成 31 年度を期間とする「江府町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和 2 年度からは「第 2 期子ども・子育て支援事業計画（以下第 2 期計画という。）」を策定し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

令和 5 年 4 月 1 日には「こども基本法」が施行され、この「こども基本法」において、市町村には国の大綱と都道府県のこども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられました。

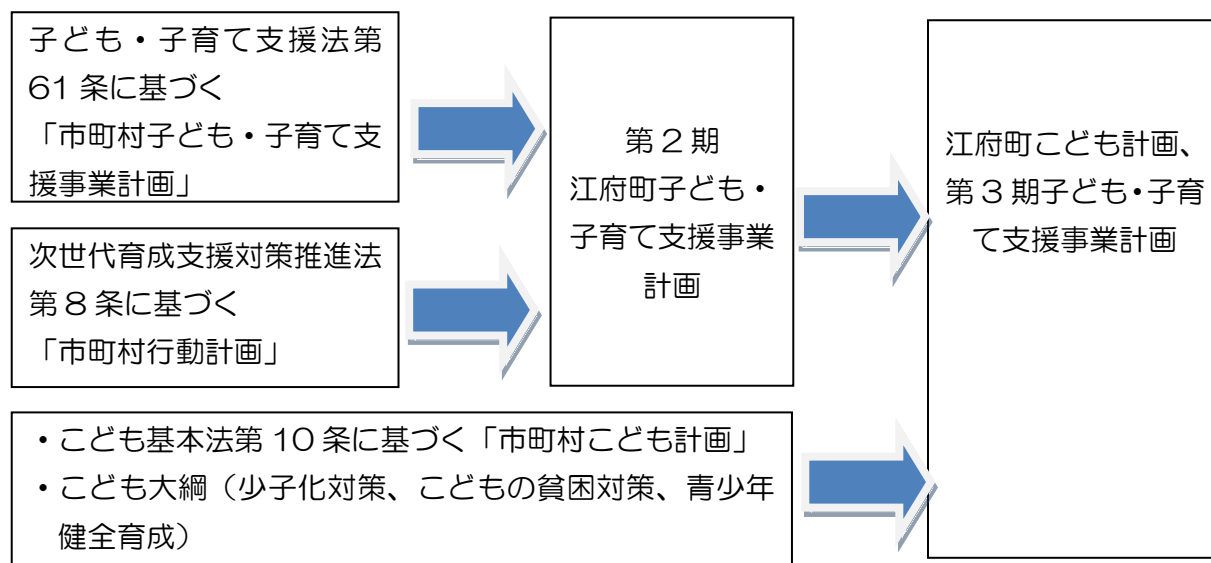
第 2 期計画が令和 6 年度末をもって終了することから、第 2 期計画の進捗状況や「こども基本法」に示されている趣旨、国の大綱、鳥取県の動向等を鑑み、「こどもまんなか社会」の実現に向けて「江府町こども計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づき、こども大綱を勘案し、本町の最上位計画である「江府町未来計画」福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」や教育振興の基本となる「江府町教育大綱」等との整合性を図りながら策定しています。

また、「第 2 期江府町子ども・子育て支援計画」で位置付けた「江府町次世代育成支援行動計画」「江府町子ども・子育て支援事業計画」に加え、新たに「市町村こども・若者計画」「市町村における子どもの貧困対策計画」を包含した計画です。

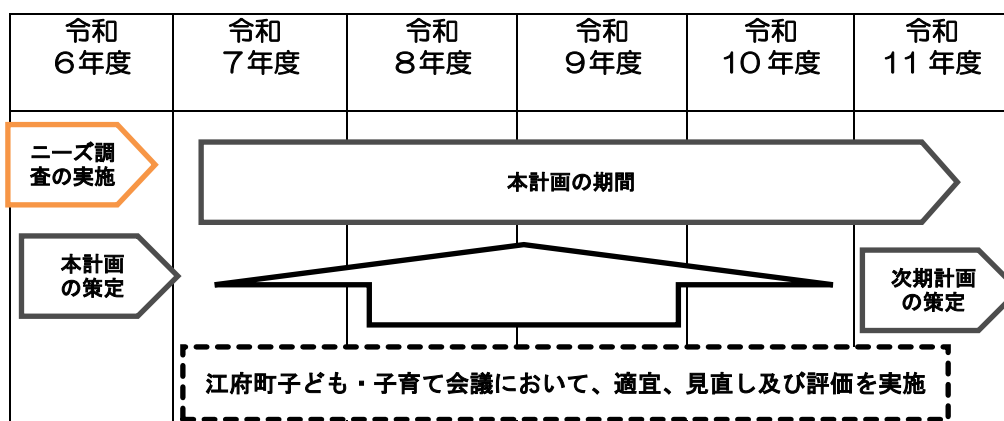
■江府町こども計画、第 3 期子ども・子育て支援事業計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、令和7年度～令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。



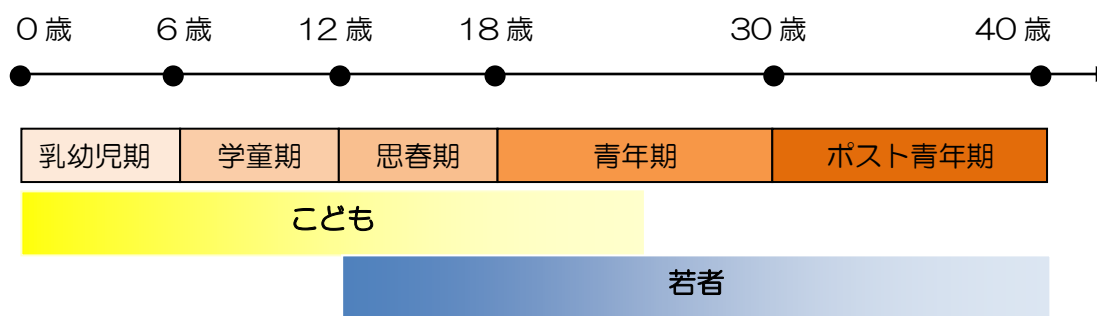
4 計画の対象

こども基本法第2条において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」とされており、年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱では、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）の者とされています。

本計画においても一定の年齢上限は定めないものとしませんが、こども施策として取り組む施策や事業は主におおむね30歳未満を対象とすることとします。

【こども、若者の年代イメージ】



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、小学生まで（江府町立奥大山江府学園 6 年生まで）の児童がいる世帯の保護者を対象に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を行うとともに、様々な統計資料を活用し、本町における課題の把握を行いました。

これらを基にして素案の作成を行い、こどもの保護者、子育て支援事業の従事者、関係行政機関の職員などから構成される「江府町子ども・子育て会議」での審議、パブリックコメント（意見公募）を経て、作成します。

6 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

（1）これまでのこどもに関する福祉行政の取り組み

近年の我が国の子ども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成 17 年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成 27 年施行）をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。

こどもの健やかな成長を支援する子ども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

（2）こどもを取り巻く環境の現状

前述のとおり、我が国ではこどもに関する施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていないのが現状です。

また、貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立など、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

（3）こども支援の新たな枠組みのスタートと近年の動向

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会のまんなかに据えて、強力に進めていくため、令和 5 年 4 月に「子ども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども施策の司令塔となり、省庁の縦割りを廃し、これまでの組織の間にこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和 5 年 4 月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に基づき、これまで別々に作られていた「少子化社会対策大綱」「こども・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることになりました。

■ こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

• 定義（第 2 条関連）

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

• 地方公共団体の責務（第 5 条関連）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

• 都道府県こども計画等（第 10 条関連）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められている時は、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるように努めるものとする。

• こども等の意見の反映（第 11 条関連）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するにあたっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育するものその他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

1 人口と世帯の状況

(1) 総人口および年齢5区分別人口の推移

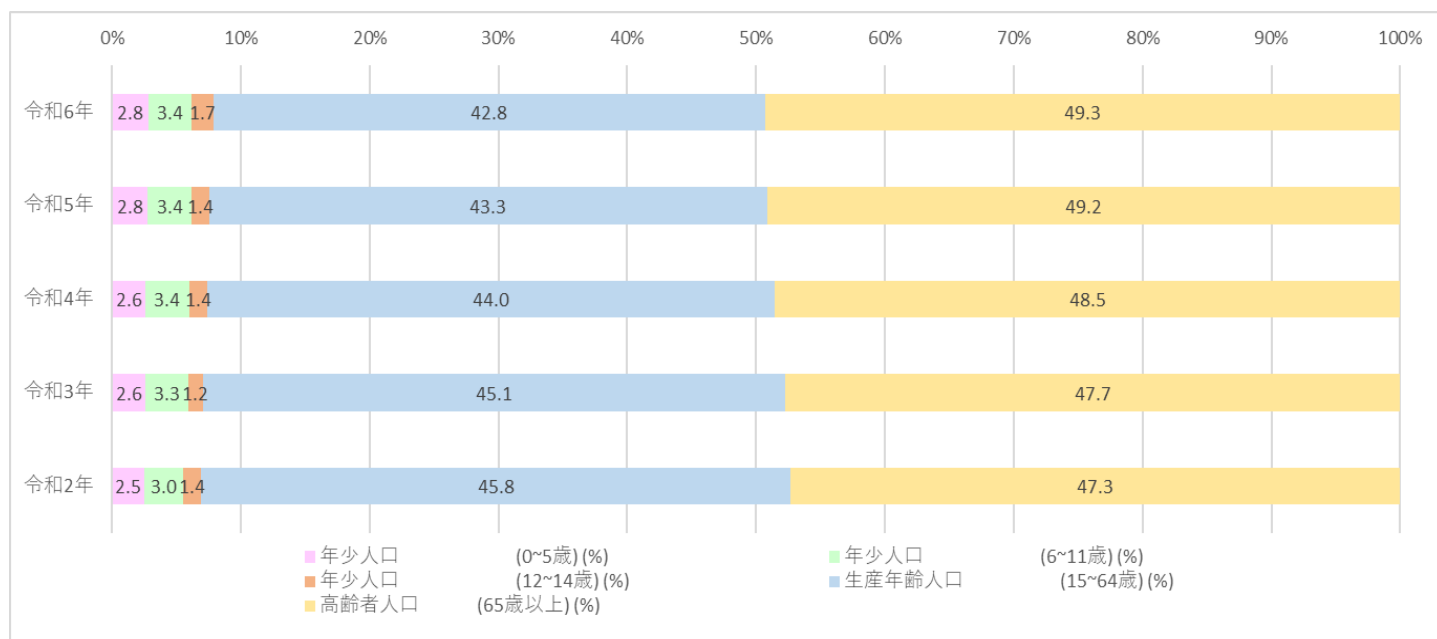
本町の人口は、令和6年4月2日現在、2,520人で、令和2年度から5年間で292人減少しています。

また、年齢5区分別の人口割合をみると、全体的に大きな変化はみられませんが、65歳以上の高齢者人口の割合は、少しずつ増加していることがわかります。0歳～5歳、6歳～11歳、12歳～14歳の年少人口はそれぞれ少ないですが、令和6年度の割合は増えています。15歳～64歳の生産年齢人口割合は5年間で少しずつ減少しています。

■総人口及び年齢5区分別人口の状況

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	(人)	2,812	2,736	2,651	2,596	2,520
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口 (0～5歳)	(人)	70	72	70	72	70
	(%)	2.5	2.6	2.6	2.8	2.8
年少人口 (6～11歳)	(人)	84	90	91	87	85
	(%)	3.0	3.3	3.4	3.4	3.4
年少人口 (12～14歳)	(人)	40	33	36	37	44
	(%)	1.4	1.2	1.4	1.4	1.7
生産年齢人口 (15～64歳)	(人)	1,287	1,235	1,167	1,124	1,079
	(%)	45.8	45.1	44.0	43.3	42.8
高齢者人口 (65歳以上)	(人)	1,331	1,306	1,287	1,276	1,242
	(%)	47.3	47.7	48.5	49.2	49.3

■年齢5区分別人口割合の推移

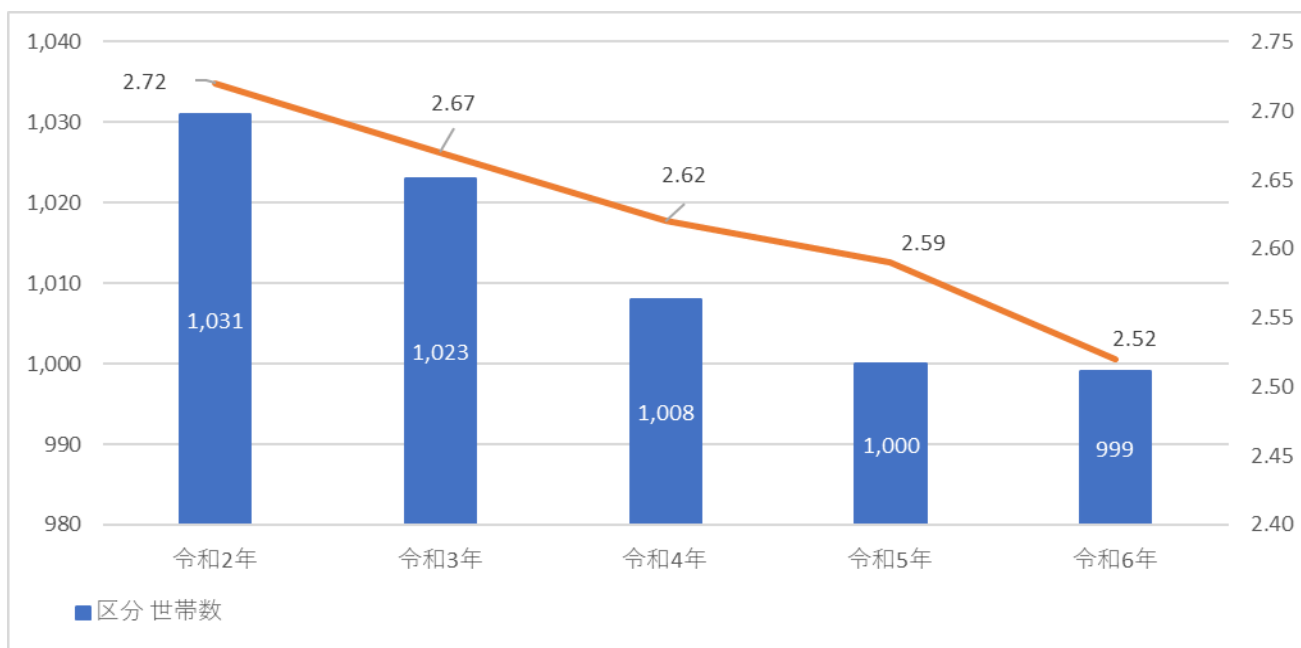


資料：江府町人口統計(各年4月2日現在)
外国人を含む

(2) 世帯数の推移

本町の世帯数は、令和6年4月2日現在、999世帯で、令和2年度から5年間で32世帯減少して、一世帯当たりの人員も2.72人から2.52人に減少しています。

■世帯数と一世帯当たり人員の推移



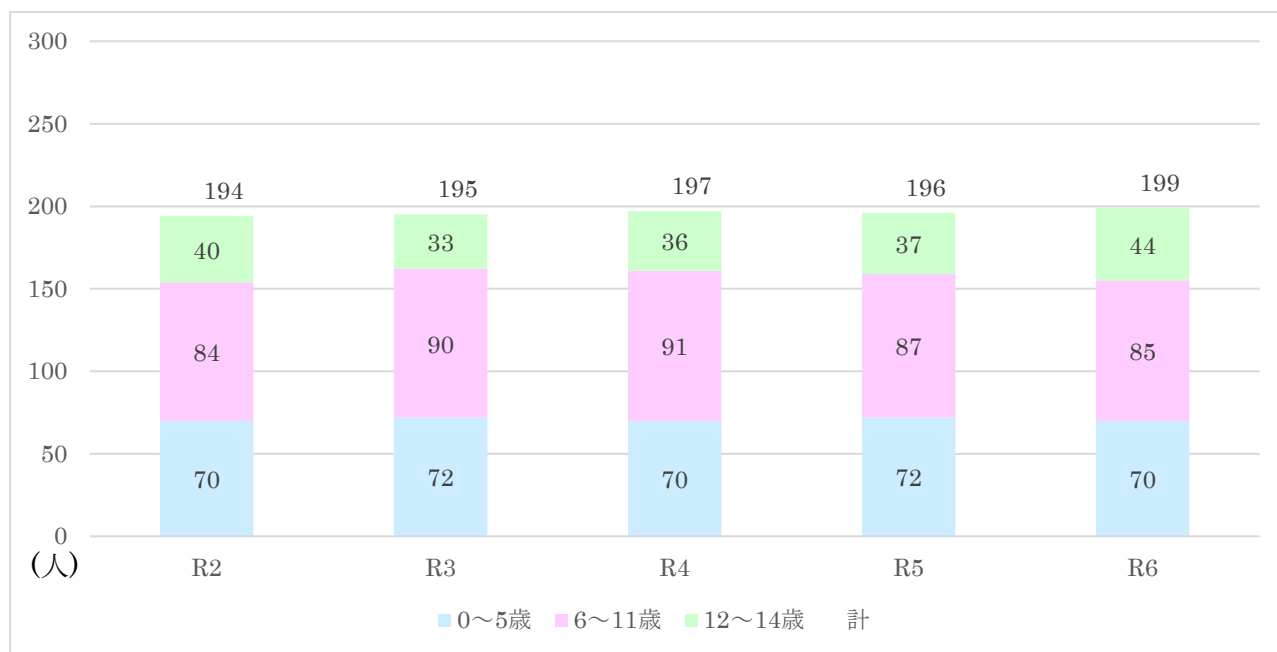
(※折れ線グラフは1世帯当たりの人員)

資料：江府町人口統計(各年4月2日現在)
外国人世帯を含む

(3) 年齢児童数の推移

0歳～14歳の児童数の推移をみると、ほぼ横ばいとなっており、令和6年度が199人と最も多い人数となっています。

■年齢児童数の推移



資料：江府町人口統計（各年4月2日現在）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	R2⇒R6 の差
0歳	8	15	12	11	8	0
1歳	7	10	14	11	12	5
2歳	15	8	12	14	12	▲3
3歳	10	14	7	13	15	5
4歳	15	10	15	8	14	▲1
5歳	15	15	10	15	9	▲6
0～5歳計	70	72	70	72	70	0
6歳	11	16	17	10	16	5
7歳	17	11	17	17	10	▲7
8歳	17	17	12	16	16	▲1
9歳	9	17	18	10	17	8
10歳	19	9	18	17	10	▲9
11歳	11	20	9	17	16	5
6歳～11歳計	84	90	91	87	85	1
12歳	7	10	19	9	17	10
13歳	16	7	10	18	9	▲7
14歳	17	16	7	10	18	1
12歳～14歳計	40	33	36	37	44	4
合計	194	195	197	196	199	5

資料：江府町人口統計（各年4月2日現在）

2 子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果

(1) 調査の目的

本調査は、住民の皆さんの保育・教育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、子ども・子育て支援事業計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

(2) 調査時期： 令和6年8月29日～9月20日

(3) 調査対象： 江府町に住民登録のある小学生以下の児童の保護者

配布数	回収数	回収率
88	58	65.9%

3 ニーズ調査のまとめと課題

・こどもと家族の状況

第2期と比べ、「家庭での子育て・教育を行っている方」について主に母親という回答が20%減り、主に父母という回答が20%上昇しました。父親の子育てに関わる状況が増え、父親と母親が協力して子育てをしていることがわかります。背景には母親の就業があると思われます。

・こどもの育ちをめぐる環境

第2期と比べ、「父親の子育て参加」が大きく増えたこと、「子育ての相談先」について、祖父母や保育園・学校という答えが減って、知人、友人、教育相談員やSSWが増えました。また「子どもを見てもらえる環境」については親族がほとんどですが、預かってもらう相手の負担を心配する意見が多くありました。また「希望するサポート」は遊び場や居場所についての希望や病児保育の拡充、土日の保育・学童が欲しいという声がありました。

・保護者の働き方

「両親フルタイムで働いている」が75%ですが、母親はパートになりたい声が増えています。(前回比+10%)仕事と家庭において母親の負担は大きいと思います。

・産後ケア事業

今回新設した項目になります。産後ケア事業を知っている人は 65%、利用した人は 19%、今後産後ケア事業を利用してみたい人は 55%でした。産後ケア事業開始（令和 3 年 10 月～）後に出産された方の認知度は高い傾向にあるので、制度の周知や利用希望の増加策を検討します。

・定期的な教育・保育事業の利用

保育園利用希望がほとんどでした。また平日の利用希望の時間は 7～10 時間で実際の利用も同じような時間数で利用されています。11 時間以上の希望はなく制度上の延長保育の利用希望はないと思われます。

・子育て支援センターの利用

育休後の職場復帰による、保育所利用の増加により、子育て支援センターの利用者は、1 歳未満の子どもを持つ親子の利用が主流になりました。様々なイベントを企画していましたが、コロナ禍もあり縮小した時期もありました。その影響が大きく、利用している人の割合が 0%でした。利用を増やしたいという意見も 14%と第 2 期と比べても減っています。イベントを積極的に企画して交流の場の確保を行います。

また「子育て支援事業についての認知度と利用度と利用希望」の設問を今回新設しました。知名度が高い事業は「園庭開放」「保健師相談」「子育て相談」ですが、利用したことがあるという回答が全事業少なく、認知度向上といかに利用してもらえるかを検討します。

・休日の教育・保育事業の利用

土日祝とも月 1～2 回利用したいという声が 40%ありました。希望する時間は土曜日が半日、日曜祝日は 1 日利用したいという意見が多くあります。利用希望の理由は仕事のためが一番多かったですが、第 2 期と比べて「息抜き」の理由が増えています。共働きが増えて子育てを両親が中心になっていく状況の中で、休みたい希望が増えたと考えられます。

・こどもが病気の際の対応

第 2 期より「病児保育を利用したい」という意見が 30%増加し、「日野郡内で利用を希望する」意見が増えました。「病児保育を利用しなかった理由」については“事業の質が不安”という意見が大幅に増えました。受け入れ体制は、十分に整っており、利用者の方からは、安心して利用できるとの声もあることから、広報等を検討していきます。

・不定期の教育・保育事業の利用

第 2 期と比べて「必要ない」という意見が半減し、「利用方法がわからない」という意見が増えました。利用の理由としては「私用やりフレッシュ」という意見が増えまし

た。一時預かりやファミリー・サポート・センターの利用の仕方について周知を行い利用の促進を図ります。

・ 小学校の放課後の過ごし方

高学年になるほど放課後子ども教室や児童館の利用が減るのは過去 2 回のニーズ調査と同じです。第 2 期は自宅に帰ることが多かったですが、習い事やスポーツクラブに行く割合が増えました。6 年生は「まなびや縁側」を希望される割合が増えています。また休日子ども教室の利用希望は 25%と少ないですが、長期休暇中は 85%利用希望があるため、今後も受け入れ態勢を確保していきます。

・ 職場の両立支援

第 2 期に比べて育休取得率は 10%上がっています。取得しなかった理由として「仕事が忙しい」という意見が増えています。また育休後職場復帰した人の割合が大きく増加しました。また「希望する育休期間より早く職場復帰された理由」については経済的理由が大きく減って「保育園入所」という理由が増えました。保育園入所の環境が整い、育休後に職場復帰しやすくなっていますが、その分両親の子育てと仕事の負担が大きく、忙しい両親をサポートできる体制の向上が今後の課題と思われます。

・ 江府町の子育て環境

満足度について 5 段階評価として、「満足度 4・5」の人が 58%となっています。第 1 期は 46.9%、第 2 期は 56%と微増となっています。

・ 自由回答では以下の項目についての意見がありました。

★公園・設備	設備の老朽化、雨の日でも遊べる場所がほしい
★商業施設	ドラッグストア・スーパーが欲しい
★医療機関・病児の対応	郡内に小児科が欲しい、迎えに行けるまで医師に診てほしい
★保育園	土日の保育、「保育園らしくない保育園」への期待と不安、手厚い子育て支援
★子育て・相談・療育体制	子育ての交流の場を、相談先の個人情報管理、専門職配置
★経済的支援	保育料無償化や子育て応援手当はとても助かる
★放課後や休日の過ごし方	習い事の種類、スポ少への支援、子ども教室の質の向上
★その他	コミュニティの狭さ、外遊びより Youtube を見ていることが多いので遊びの選択肢をどのように設けていけばいいか、仕事を休める環境 他自治体に比べてよい環境・手厚い支援

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、こどもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、すべてのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取り扱いを受けることがないようになるとされています。

当町では、令和2年度から「第2期江府町子ども・子育て支援事業計画」を推進し、こどもたちが健やかに育ち、全ての家庭への子育て支援に努めてきました。

本計画においてもこれらの取組を継続するとともに子ども・子育て支援に関する取組を充実させすべての家庭が安心して子育てができるよう、「第2期江府町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承します。

【江府町の子ども・子育て支援の基本的な理念】

こどもが健やかで、子育てが楽しいまち

2 基本目標

基本理念を実現するため6つの基本目標を設定し、こども施策を展開します。

基本目標 1：子どもの権利の保障と意見の尊重

次代を担うすべての子どもの権利や生命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、こどもが主体的に参加できるまちづくりを推進します。

基本目標 2：地域における子育て支援の充実

すべての家庭がこどもに対する養育不安を解消し安心して子育てできるよう、子育てに関する情報提供や相談体制の充実、教育・保育サービスを中心とした子育て支援の充実に努めます。

基本目標 3：安心してこどもを生み育てられる環境づくり

こどもと母親の心身の健康を確保するために各種健診や相談事業、健康に関する情報提供等を行い、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

基本目標 4：生きる力をはぐくむ教育とこども・若者の健全育成の推進

こどもがたくましく生きる力を育てるとともに、成長して次代を担う親になるための教育を進めるため、学校と地域との連携を図ります。

また、学校での教育力向上のみならず、家庭における基本的な生活習慣などを身に付け自立するため、学習機会の提供や地域活動の推進に努めるとともに、児童の健全育成に向けて様々な取組を進めます。

基本目標 5：安全で快適な生活環境の整備

こどもが安心して通学できる道路空間の形成や、子育て環境に配慮した施設等の整備・充実を推進するとともに、こどもの健やかな成長を通して安心して暮らすことのできる生活環境づくりに取り組みます。

基本目標 6：支援を必要とするこども・若者や家庭の支援

障がい児やヤングケアラー、ひとり親家庭など、支援を必要とするこどもや家庭に対する支援を推進するため、相談機能や各種支援を充実させるとともに関係機関との連携強化を図ります。

第4章 こども施策の展開

基本目標1 子どもの権利の保障と意見の尊重

子どもの権利の保障を進めるためには、こどもが権利の主体であることを広く周知し、こども自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域など、社会全体で共有していく必要があります。

様々な環境にあるこども・若者が子どもの権利について知り、それらに基づき生活の場をはじめとする様々な場で安心して意見を表明できる機会を提供します。

◆数値目標

指標項目	基準値	目標値
こどもの権利について知っている人の割合 (アンケート調査)	—	60% (令和11年度)
町内の学校における人権教育の実施割合	100% (令和6年度末)	100% (令和10年度)
子どもの意見を尊重した事業数	1事業 (令和6年度末)	1事業 (令和11年度末)

◆推進する施策

(1) 子どもの権利に関する普及活動

取組	取組の概要
子どもの権利の普及啓発	子どもの権利条約やこども基本法など子どもの権利に関する情報をパンフレット等様々な手法を用いてこどもや大人への広報・啓発を行います。
人権教育の推進	人権教育の普及・効用を図るため、こどもの頃から命の大切さや相手への思いやりの心がはぐくまれるよう、町内の学校において道德の授業等を通じて人権教育を実施します。

(2) こども・若者の意見表明・参加の促進

取組	取組の概要
アントレプレナーシップ・スクール事業の実施	「起業家精神(チャレンジ精神、創造性、探究心など)」や「起業家的資質・能力(情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力、課題発見・解決力など)」を有する人材を育成する教育を推進します。
学園議会の開催	将来を担うこどもたちが、まちづくりについて考え、行政や議会への理解を深めるとともに、こどもたちの視点による意見を発表する機会を提供するため、「学園議会」を開催します。

基本目標2 地域における子育て支援の充実

少子高齢化の進展や核家族化、地域における連帯感の希薄化、女性の社会進出の増加など、こどもやその保護者を取り巻く社会情勢の変化に伴い、子育て家庭が子育ての不安を抱え、地域で孤立することがないよう、子育てを地域で支え、こどもを安心して産み育てられる環境をつくるとともに、子育てに関する相談支援体制の充実が求められています。

本町では、一時預かりなど子育て家庭の働き方に合わせた教育・保育事業を展開するとともに、子育て支援センターやこども家庭センターにおける子育て家庭の相談支援体制の強化を図ります。

◆数値目標

指標項目	基準値	目標値
待機児童数	0人 (令和5年度末)	0人 (令和10年度末)
子育て満足度が高い人(満足度4・満足度5)の割合(ニーズ調査)	58% (令和6年度)	63% (令和11年度末)

◆推進する施策

(1) 教育・保育のサービスの充実

取組	取組の概要
保育所の充実	保育所の適正な定員確保に努めるとともに、安定した教育・保育サービスの提供に努めます。
乳児等通園支援事業 (誰でも通園制度)	保育所や認定こども園に通っていない0歳～2歳のこどもを対象に保育園などで、時間単位でこどもを預かります。(令和8年度～実施)
一時預かり事業 (一般型)	保護者が育児疲れやリフレッシュ、急病などで、一時的に育児できないとき、こどもを1日単位で保育所で預かります。
病後児保育事業	病気の回復期にある生後6か月から小学校3年生までのこどもを一時的に預かります。
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての「援助を受けたい人(依頼会員)」と「援助を行いたい人(提供会員)」が会員となり、地域で相互活動を行う事業としてこどもの送迎や預かりなどを実施します。
放課後子ども教室	放課後のこどもの安心・安全を図り、児童の健全育成を図るため、平日の学校終了後、長期休業中の児童の居場所(適切な遊び及び生活の場)を提供します。
教育・保育の質の向上	保育士等の研修の充実等により、保育士の資質向上に努め、発達段階に応じた質の高い保育の提供に努めます。

公営学習塾 江府いもこ塾	9年生を対象に講義形式で授業を行い、学校の授業の少し先の内容を学習していく予習学習、受験対策や定期テスト対策を行います。また、分からないところや苦手な部分があれば個別相談の実施も行います。
公設塾まなびや縁側 江府拠点	公設塾を設置し、郷土に誇りを持ち、将来ふるさとを担う人材を育てるための地域課題を使った学習を提供します。

(2) 子育て支援サービスの充実

取組	取組の概要
子育て支援センター	親子の交流の促進、子育てに関する相談や情報提供、交流事業などを通して、子育て中の家庭を支援し、親子、家庭、地域社会をつなぐ取り組みを実施します。
利用者支援事業 (こども家庭センター)	妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」(母子保健)と、虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける「子ども家庭支援拠点」(児童福祉)を統合した「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦や子育て家庭への切れ目のないサポートを行います。
妊婦等包括相談支援事業	主に妊婦・その配偶者等に対して面談等を実施することにより、妊婦等の心身の状況や環境の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行います。
子育てに関する情報提供	子育てアプリや町報などを通して子育て支援に関する情報を提供します。

(3) 経済的支援の充実

取組	取組の概要
不妊治療費助成	医療保険が適用されず高額な治療費がかかる特定不妊治療について、治療費の一部を助成します。
妊婦支援給付金 (旧：出産・子育て応援給付金)	出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用時の負担を軽減するため、妊婦等包括相談支援事業の実施とあわせて妊婦支援給付金を支給します。
妊婦健康診査費用の助成	安心して出産できるよう、妊娠期間中の健康診査の費用を助成します。
妊婦歯科健康診査	乳幼児の虫歯予防を目的に、妊娠期と出産期に歯科指導を行います。
妊婦健康診査の通院費助成	妊婦健診にかかる通院費を助成します。

産婦健康診査費用の助成	出産後の母親の心と体の不調を予防するため、産後の健康診査費用を助成します。
新生児聴覚検査費用の助成	新生児聴覚検査の検査費に対し上限 3,000 円の範囲内で助成します。
歯科健診・フッ素塗布	1 歳半から就学前のこどもの歯科健診及びフッ素塗布の費用を無償化します。
こども医療費助成（特別医療）	満 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までのこどもを対象に、健康保険が適用される医療費の助成を行います。
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の母又は父とそのこどもを対象に、健康保険が適用される医療費の助成を行います。
江府町子育て応援手当	生後 2 か月から 12 か月までの間、家庭養育されている方に対して、月額 30,000 円を支給します。
保育料無償化	江府町に住所を有し、江府町立子供の国保育園を利用する場合、保育料無償とします。
学校給食費の無償化	江府町に住所を有し、江府町立奥大山江府学園に在籍する児童生徒の給食費を無償とします。
江府町通学定期券購入費助成	奥大山江府学園の児童生徒でバス通学が必要な児童生徒に通学定期券を支給します。
江府町 Welcome 奨学金返還支援	江府町に住所を有する奨学金の貸付を受けた人のうち一定の条件を満たす場合に、奨学金の償還を支援します。

基本目標 3 安心してこどもを産み育てられる環境づくり

こどものこれからの生活に希望を持ち安心して妊娠・出産を迎えられるように、母子健康手帳交付をきっかけに、情報提供、健診の受診奨励を促進します。

また、妊娠期の不安の軽減、出産準備の支援、相談等に対応し、妊娠期の健康管理を支援します。

併せて、保護者とこどもが健康に過ごすため、食育や思春期の保健対策を実施します。

◆数値目標

指標項目	基準値	目標値
乳幼児健康診査受診率	100% (令和 6 年度)	100% (令和 11 年度)
子育てに関する相談先がないと解答した人の割合（ニーズ調査）	3% (令和 6 年度)	2% (令和 11 年度末)
産後ケア事業実施機関の維持と拡充	1 機関 (令和 6 年度)	2 機関 (令和 11 年度)

◆推進する施策

(1) こどもと母親の健康の確保

取組	取組の概要
不妊治療費助成 (再掲)	医療保険が適用されず高額な治療費がかかる特定不妊治療について、治療費の一部を助成します。
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳を交付し、母子の健康管理を推進します。
妊婦健康診査費用の助成(再掲)	安心して出産できるよう、妊娠期間中の健康診査の費用を助成します。
産婦健康診査費用の助成(再掲)	出産後の母親の心と体の不調を予防するため、産後の健康診査費用を助成します。
妊娠・出産に関する相談	月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、保健師が電話又は来所にて相談を受け付けます。
伴走型相談支援	出産・子育てに必要な切れ目ない支援につなぐための面談や継続的な情報発信等を通じて、妊娠届時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなげます。
乳幼児健康診査	2 か月から 12 か月までのあかちゃん健診、1 歳 6 か月健診、2 歳児健診、3 歳児健診、5 歳児健診を実施し、育児相談や栄養相談、歯科健診、歯科相談などを行います。 また、心身・運動・言語の発達確認と養育者に対して育児相談や育児不安の解消に向けて個々の状況に応じた支援に努めます。
産後ケア事業	産後において支援を必要とする母子に対して、助産師等がサポートを行います。
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、発育、発達などの子育て相談や保健事業の情報提供を行います。
子育て世帯訪問支援事業	家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
離乳食教室	こどもが離乳食初期から完了期を迎える保護者の方を対象に離乳食教室を開催します。
歯科健診・フッ素塗布の実施(再掲)	こどもの歯科健診及びフッ素塗布の費用を無償化します。
予防接種	感染症の発症及び重症化を予防するため、各種予防接種を実施します。また、接種率向上と子育て世帯の負担軽減のため、定期予防接種の無償化を継続します。

子育てアプリ (母子モ)	お子さんの予防接種や健診のお知らせ機能など、子育て情報をリアルタイムで配信するアプリを提供します。
-----------------	---

(2) 食育の推進

取組	取組の概要
食育の普及啓発	幼児期から正しい食生活習慣を身に付け、食を通じた豊かな人間性の形成や家庭づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児健診等を通して、栄養や食生活に関する健康教育や相談支援を実施します。
離乳食教室（再掲）	こどもが離乳食初期から完了期を迎える保護者の方を対象に離乳食教室を開催します。
学校における食育の推進	学校における農業体験、食品の調理に関する体験等、生産者等と子どもたちとの交流促進、栄養教諭による望ましい食習慣の形成に向けた生徒への食に関する指導等を実施します。また、地場産物の活用、地元の伝統的な食文化への理解促進により、食育の生きた教材となる学校給食の充実を図ります。

(3) 思春期保健対策の推進

思春期保健教育の実施	奥大山江府学園の前期課程・後期課程の子ども達に、命を大切にする教育、自尊感情や相手を思いやる心を育てる教育、正確な知識を伝える教育を実施するため、『いのちの大切さ伝え隊』による出張出張前講座の費用を各校舎で1回ずつ町が予算化し実施します。
------------	---

基本目標4 生きる力をはぐくむこども・若者の健全育成

こどもの生きる力をはぐくむ教育の推進、保育園、義務教育学校の連携強化による、切れ目のない支援の推進、保護者や地域住民の協力による地域に開かれた学校づくりを目指した取り組みを行います。

また、学校以外の場での安心・安全なこどもの活動の幅を広げ、体験を積み重ねていく機会の提供に努めます。

◆数値目標

指標項目	基準値	目標値
授業・行事・研究会・研修等の小学校とのこども及び教職員の交流活動を実施している保育園の数	1 施設 (令和6年度)	1 施設 (令和11年度)

◆推進する施策

(1) 次世代の親の育成に向けた教育の推進

取組	取組の概要
年齢や世代を超えた交流の促進	こどもたちが、地域の中で、年齢や世代を超えた交流を促進し、ふれあいを通しての社会性の成長を図ります。 また、中学生の職場体験学習による社会人との交流を通して、働くことの大切さの育成に努めます。
ブックスタート事業	4 か月頃と、10 か月頃に、子育て支援センターにて、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせをし、絵本をプレゼントします。親子が絵本を通して心ふれあうひと時をもつきっかけ作りをします。

(2) 学校におけるこどもの生きる力の育成

取組	取組の概要
きめ細やかな指導の推進	タブレット端末を活用した学びを充実させるとともに、学習支援員を配置し、児童生徒一人ひとりの学びに寄り添いながら指導します。
特色ある教育の推進	特設の教科「ふるさと魅力発信科」を中心に、江府町を知り、よりよくしようとする主体的で探求的な学習に取り組みます。
切れ目のない支援体制の推進	保育園、学校、住民生活課、教育課等の関係機関で連携するとともに、よりよい支援のあり方について検討し、進めます。
学ぶ環境づくりの推進	1 人 1 台のタブレット端末を貸与し、個別の最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指します。

国際理解の推進	自国の文化や伝統、外国の人々や文化について、児童生徒が主体的に学ぼうとする機会の充実に努めます。
---------	--

(3) 家庭や地域における教育力の向上

コミュニティスクールの推進	地域の方に学校の様々な活動に参加いただく機会の充実に努め、地域とともにある学校を目指し取り組みます。
PTA 活動の推進	児童生徒の健全な育成を目指し、様々な取組を進めます。
子ども会や青少年健全育成事業の推進	青少年育成江府町民会議と学校運営協議会が連携して、地域全体でこどもたちの健全育成に向けた活動の充実に努めます。
読み聞かせによる親子の絆の育成	子育て支援センター、図書館等の取組を通して、小さなころから本を読むことの楽しさを感じ、親子の絆を深めてもらえるよう、読み聞かせ事業の推進を図ります。

(4) こども・若者の健全育成の推進

スポーツ活動の推進	青少年がスポーツを通じて心身両面で健全な育成が図れるよう、スポーツ少年団の活動の支援、町内児童生徒で構成するスポーツ団体・スポーツクラブ等の活動を支援します。また、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。
文化、芸術活動の推進	地域の特性を生かした個性的な地域文化を創造するため、住民の自主的な文化活動の支援及び、民俗芸能など無形文化財の伝承活動の促進を図り、公開発表の場を確保するとともに、記録保存に努めます。
放課後子ども教室 (再掲)	放課後のこどもの安心・安全を図り、児童の健全育成を図るため、平日の学校終了後、長期休業中の児童の居場所(適切な遊び及び生活の場)を提供します。

基本目標5 安全で快適な生活環境の整備

こどもやこども連れでの行動に心理的な負担や不安などが生じないよう、親子が安全に安心してのびのびと自由に行動できる生活環境の整備を推進します。

さらに、こどもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、こどもの一人歩きに不安を感じなくてもいいまちづくりに取り組みます。

◆数値目標

指標項目	基準値	目標値
通学路の安全点検実施率	100%	100%

◆推進する施策

(1) 住み心地の良い住環境の確保

取組	取組の概要
町営住宅の整備	江府町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町営住宅の計画的な整備及び維持管理を推進します。
空家バンク	江府町の空家の賃貸・売買情報を、空家の利用を希望する方に紹介します。(こうふのたより)
空家バンク補助金	・町内在住の 40 歳未満または中学生以下のこどもを養育している者が、登録物件に入居する場合の改修費補助 1/2 を助成します。(上限 100 万円) ・町外から転入後 3 年以内に登録物件に入居する移住者に対し、改修費補助 1/2 を助成します。(上限 100 万円)

(2) こどもの居場所の確保

取組	取組の概要
公園の整備・維持管理	こどもたちが身近で安心して遊ぶことができる居場所づくりに努めます。らしくない保育園事業に合わせ、公園整備を進めていきます。
放課後子ども教室(再掲)	放課後のこどもの安心・安全を図り、児童の健全育成を図るため、平日の学校終了後、長期休業中の児童の居場所(適切な遊び及び生活の場)を提供します。

(3) 交通安全対策の推進

取組	取組の概要
こどもの交通安全対策	通学路安全推進会議を設置し、通学路の安全点検等を通じて安全対策を講じることで、安全確保に向けた取組を進めます。保育園とも連携し、学齢期に関わらず、こどもの交通に関する安全確保に努めます。

(4) 防犯対策の推進

取組	取組の概要
不審者対策の推進	警察等関係機関との連携により、不審者情報を公表します。また、「こども 110 番の家」等の周知により、こどもの安全確保に努めます。
地域と一体となったこどもの見守り活動	地域住民の協力により、「ながら見守り」等こどもの登下校時の見守り活動を実施します。

基本目標6 支援を必要とするこども・若者や家庭の支援

障がいのあるこどもや、虐待等によりケアを必要とするこども等、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、要保護児童対策及び DV 防止対策地域協議会の構成機関との連携により、こどもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、こどもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、教育・保育に携わる者の専門性の向上や関係機関との連携で、各施策を総合的に推進します。

◆数値目標

指標目標	基準値	目標値
児童虐待件数	3件 (令和6年度)	2件 (令和11年度)
ヤングケアラー実態把握のためのアンケート調査	—	1回 (令和11年度)

◆推進する施策

(1) 児童虐待防止対策の推進

取組	取組の概要
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） (再掲)	生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、発育、発達などの子育て相談や保健事業の情報提供を行います。
子育て世帯訪問支援事業 (再掲)	家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
利用者支援事業 (こども家庭センター) (再掲)	妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」(母子保健)と、虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける「子ども家庭支援拠点」(児童福祉)を統合した「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦や子育て家庭への切れ目のないサポートを行います。
児童虐待の早期発見	民生委員・児童委員をはじめとした地域の関係機関と連携して、児童虐待の早期発見に努めます。
児童虐待防止対策の充実	江府町要保護児童対策及び DV 防止対策地域協議会関係機関との連携強化を図り、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、被虐待児やその家庭に対して継続的な援助・支援を行います。

(2) ひとり親家庭への支援

取組	取組の概要
ひとり親家庭や DV 被害者の相談・支援	母子又は父子家庭や DV 被害者に対して母子・父子自立支援員等による相談を行い、必要な支援を行います。
ひとり親家庭等医療費助成 (再掲)	ひとり親家庭の母又は父とそのこどもを対象に、健康保険が適用される医療費の助成を行います。
母子・父子・寡婦福祉資金	ひとり親家庭に対する生活資金や就学資金などの貸付を行います。
児童扶養手当	ひとり親家庭に対して児童扶養手当を支給します。
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父の就労に効果的な資格取得にかかる授業料等の一部を助成します。
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が看護師等の高度な技能を取得する場合に助成します。
江府町 Welcome 奨学金返還支援 (再掲)	江府町に住所を有する奨学金の貸付を受けた人のうち一定の条件を満たす場合に、奨学金の償還を支援します。

(3) 障がい児支援の推進

取組	取組の概要
発育や発達の遅れの早期発見	発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するために、乳幼児健康診査の一層の充実を図るなど、母子保健活動に努めます。また、健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対する継続的な相談や訪問指導を行い、発達の遅れや障がいのある乳幼児に対しては、早期療育への円滑な移行を図ります。
障がい児福祉サービスの提供	障がい児相談支援や児童発達支援、放課後等デイサービスなど障がいのあるこどもを支援するためのサービスの充実を図ります。
障がい児の教育・保育施設での受入促進	生活や学習において困難を抱えている園児、児童生徒に応じた適切な支援を行うための体制づくりを実施します。
特別支援教育の推進	特別支援教育の視点に立ち、ユニバーサルデザインによる授業づくり、環境づくりを目指します。
障がいの特性配慮した教育の充実	生活や学習において困難を抱えている児童生徒の教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。
自立支援協議会の推進	鳥取県西部圏域で設置した鳥取県西部自立支援協議会を通して、障がい児支援の充実を図ります。
児童発達支援センター	令和 8 年度を予定に、西部圏域での設置を目指します。

発達障がい児支援の推進	地域の支援拠点である、鳥取県立皆生療育センターを活用し、発達障がいのある児童や家庭に対する総合的な支援を推進します。また、保護者が発達障がいについて相談しやすい体制や情報提供に努めます。
障害児福祉手当	一定の要件を満たした重度の障がいのあるこどもに、障害児福祉手当を支給します。
特別児童扶養手当	一定の要件を満たした障がいのあるこどもの親又は養育者に特別児童扶養手当を支給します。
重度心身障がい者医療費制度	一定の要件を満たした障がいのあるこどもに医療費の助成を行います。

(4) 困難な状況に置かれた若者への支援

ニートやひきこもりをはじめとする困難な状況に置かれた若者やその家族が気軽に相談できる場や人とのつながりをもてる場を提供するなど、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。

取組	取組の概要
生活相談支援	生活全般にわたる困りごとの相談窓口として、江府町社会福祉協議会が窓口となり、相談支援や就労支援などを実施します。 また、ひきこもり等の相談窓口を、相談支援事業所江美の郷で対応し、支援を推進していきます。(Re:Start 事業)
就労への支援	若者サポートステーションやハローワークと連携して就労場所を求める若者の支援を行います。
江府町 Welcome 奨学金 返還支援 (再掲)	江府町に住所を有する奨学金の貸付を受けた人のうち一定の条件を満たす場合に、奨学金の償還を支援します。

（５）重層的支援体制整備事業の推進

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現に向けた具体的な手法であり、令和３年４月の社会福祉法改正により位置付けられた市町村が取り組む任意事業です。江府町では、令和６年４月から取り組んでいます。本計画の中でも、重層的支援体制の整備等の視点を持ちながら関連事業を位置づけ、子ども・子育て支援サービス等との効果的な連動を図ること、江府町全体の福祉の向上を目指します。

取組	取組の概要
重層的支援体制整備事業	既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、こども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層支援体制」を構築し、推進していきます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を行うにあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況を総合的に判断して、事業の提供区域を設定することになっています。

本町では、町全体を1つの区域として設定します。

計画に定めることとされている事項		区域
教育・保育	① 1号認定 (3～5歳、教育のみ)	町全体
	② 2号認定 (3～5歳、保育の必要あり)	町全体
	③ 3号認定 (0～2歳の年齢区分ごと、保育の必要あり)	町全体
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	町全体
	② 妊婦等包括相談支援事業 ※1	町全体
	③ 延長保育事業	町全体
	④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全体
	⑤ 放課後児童健全育成事業	町全体
	⑥ 子育て短期支援事業	町全体
	⑦ 乳児家庭全戸訪問事業	町全体
	⑧ 養育支援訪問事業	町全体
	⑨ 子育て世帯訪問支援事業 ※2	町全体
	⑩ 親子関係形成支援事業 ※2	町全体
	⑪ 地域子育て支援拠点事業	町全体
	⑫ 一時預かり事業	町全体
	⑬ 病児・病後児保育事業	町全体
	⑭ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	町全体
	⑮ 妊婦健診事業	町全体
	⑯ 産後ケア事業	町全体
	⑰ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※1	町全体

※1 令和6年の子ども・子育て支援法により新設

※2 令和4年の児童福祉法の改正により新設

(2) 保育園らしくない保育園の建設

「こどもたちを自由に遊ばせることができる安全な施設がほしい」という子育て世代の願いを受け止め、佐川地内に整備、「保育機能を持った、公園・交流拠点」として令和9年度内開園予定です。

施設整備における指針「コミュニティパーク」

保育園公園は、園児のための遊び場となり、また、通常の保育を行わない日は、園児はもちろん、その他の方々にも広く開放されます。

- ①保育園機能…『多様性が府を成し、育む社会性』を実現する中心的な機能であると共に、こどもたちの安全が守られ、安心して保育を行えます。
- ②遊び場機能…園児はもちろんのこと、園児以外、さらには大人、高齢者も含めてすべての方が訪れ、遊ぶことができる場所です。特に園児にとっては、多様性に触れることのできる場となります。
- ③交流拠点機能…園児たちが保育園を訪れた方との交流を行ったり、町民や保護者同士などの集いの場となったりし、多様な人や価値観に触れ、交流する場となります。

保育園らしくない保育園 コンセプト「多様性が府を成し、育む社会性」

多様な人との繋がりを通して、こどもたちは様々な価値観や考え方に触れ、社会で生き抜く力(＝社会性)を育ててほしいという想いが込められています。またその過程で、自分と他者との違いを知る／理解／共感することにより感性やイマジネーション能力の発達にも繋がっていきます。日常的に人との繋がりを設けることで、町民の方への親しみも増え、町全体でこどもたちを見守ることで、保育に対する意欲を向上していくという狙いもあります。

また、こどもたちを介して、世代や町内外の枠を超えた、新しい出会いを作り出していきます。そして、この場所に集う人、一人一人が自らの意志で足を運び、切れ目のない繋がりを作り出していきます。



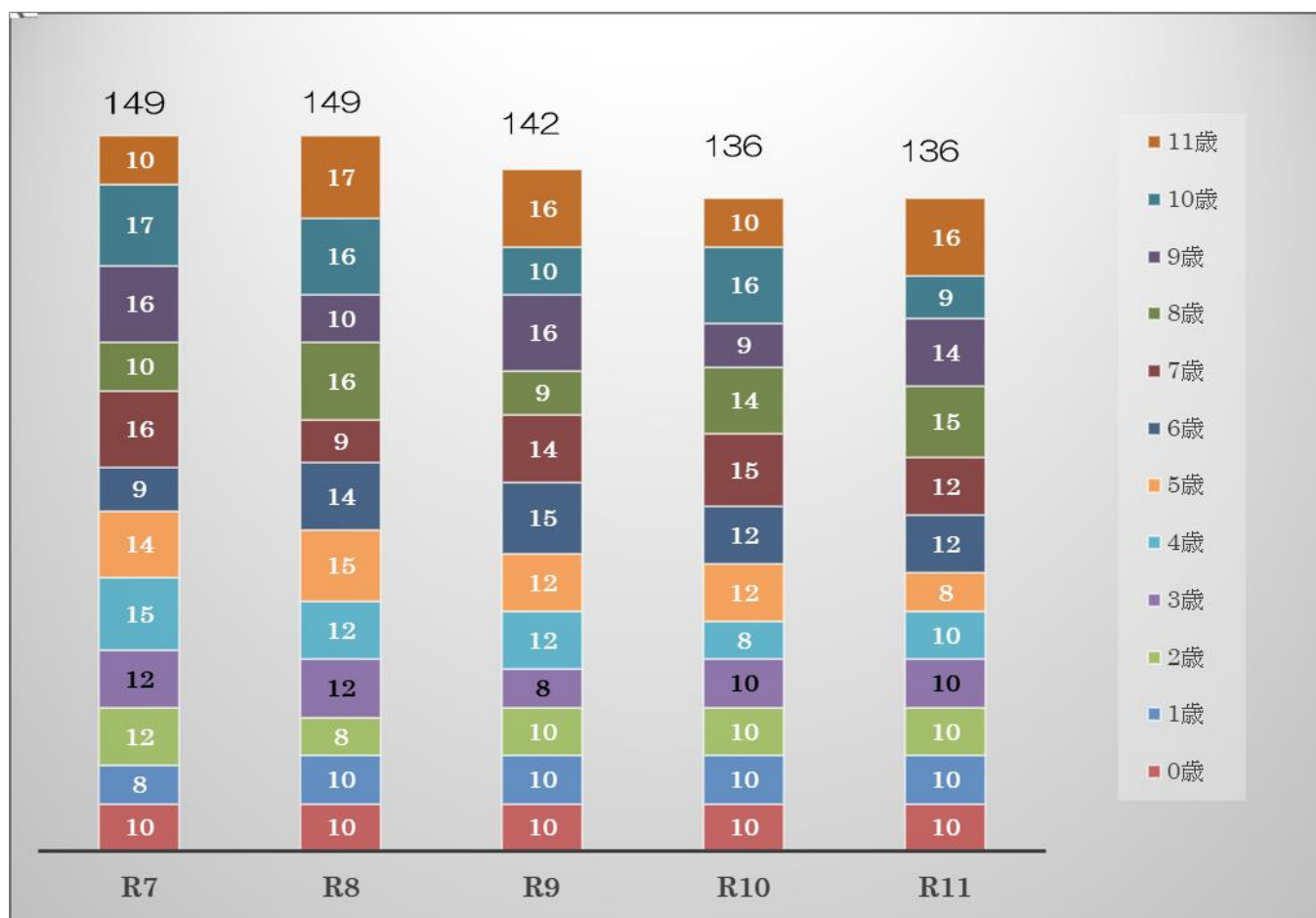
2 こどもの人口推計

江府町における令和7年度から令和11年度までの、0歳から11歳までの人口推計を、令和2年度から令和6年度の住民基本台帳の実績より算出しました。

年々減少傾向にあり、令和2年度の出生数は8名で、第2期計画の見込数11名を下回っています。令和7年度からは、過去の実態と現時点での出生数から算定して10名とします。

第6章以降の保育・教育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に関しては、この人口推計を使用します。

各年齢別推移



資料：江府町人口統計（令和7年1月現在）

3 幼児期の保育・教育の量の見込みと提供体制

保育園について

- ・ニーズ調査の結果より見えてきた傾向と課題

利用日数や時間数に関しては週5日11時間以内のニーズが最も多く、延長保育へのニーズはありませんでした。しかし、土曜日の1日保育に対するニーズは、利用希望が4割程見られました。このことから、土曜日の午後保育を検討していく必要があります。

利用者にとって、保育園が子育て支援・就労支援の場であるとともに、子どもの成長の場となっています。今後も継続した保育事業の実施と保育の質の向上に取り組んでいきます。

調査により出てきたニーズや人口の将来推計から、令和7年度から令和11年度までの区分ごとの保育、教育のサービス提供量の見込みを以下の表にまとめました。

		R7	R8	R9	R10	R11
児童数		71	67	62	60	58
1号 保育の必要性なし (幼稚園等)	3歳	1	1	1	1	1
	4歳	1	1	1	1	1
	5歳	1	1	1	1	1
	計	3	3	3	3	3
2号 保育の必要性あり (年少以上保育園)	3歳	11	11	7	9	9
	4歳	14	11	11	7	9
	5歳	13	14	11	11	7
	計	38	36	29	27	25
3号 保育の必要性あり (未満児保育園)	0歳	6	6	6	6	6
	1歳	7	9	9	9	9
	2歳	12	8	10	10	10
	計	25	23	25	25	25
2号と3号の合計(保育園総利用者数)		63	59	54	52	50
保育サービスを利用しない 子ども	0歳	4	4	4	4	4
	1歳	1	1	1	1	1
	2歳	0	0	0	0	0
	3歳	0	0	0	0	0
	4歳	0	0	0	0	0
	5歳	0	0	0	0	0
	計	5	5	5	5	5

※ 1号・・・満3歳以上／保育の必要性なし（幼稚園等）

2号・・・満3歳以上／保育の必要性あり（年少以上保育園）

3号・・・満3歳未満／保育の必要性あり（未満児保育園）

4 提供体制の確保の内容及びその実施時期

令和7年度から令和11年度にかけての人口推移より、0歳から5歳の人口は、令和7年度の最大71人に対して58人まで減少すると思われます。こどもの人口は減少傾向にありますが、3歳未満児の保育ニーズは高まっていくと予測されます。現状保育園の認可定員は150人、利用定員は70人と設定しています。近年の傾向から、年度初めは保育ニーズに対応できていますが、転入や途中入所により、特に0歳児の定員数が年度末には6人の定員に達することが予想されます。0歳児（生後6か月以上）の年度途中での入所希望に対応できるように、0歳児の利用定員の見直し（増加）を検討する必要があると思います。

今回のニーズ調査の結果から、認定こども園や幼稚園ニーズはなかったですが、広域入所受託の可能性もあるため、1号認定者は各1名と見込んでいます。保育ニーズについては、これまでの傾向から0歳児で約4割、1歳児で約9割、2歳児でほぼ全員が保育園に入園すると考えられ、3号認定としています。3歳児以降もほぼ全員が保育園に入園していることから、1号認定以外の町内すべての子どもを2号認定としています。

保育園の土日の園庭開放を実施していますが、利用が少ないため、利用したいと思う方に対して実際に利用してもらえる工夫を検討する必要があります。

子育てのための施設型利用給付

【内容】

子育てのための施設型利用給付とは、令和元年10月1日よりスタートした国の制度です。保育所を利用していない方が対象であり、住んでいる市町村から保育の必要性の認定を受け、子どもが一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等を利用する場合が無償の対象です。認定を受けると、通園送迎費、食材料費、行事費以外の利用料が無償となります。

【対象となる施設】

町内の施設としては、子供の国保育園で実施している一時保育事業と江府町ファミリー・サポート・センターが対象です。

【対象となるこども 及び 月額利用限度額】

①満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過したこども（3歳児クラスから5歳児クラス）で、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）がある子ども／月額：37,000円までの利用料が無償化されます。

②0歳（満3歳に達する日以降最初の3月31日まで）の間にある子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）があるもののうち、住民税非課税世帯の子ども／月額：42,000円までの利用料が無償化されます。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

①説明

利用者支援事業とは、子ども・子育て支援法に基づき、こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。この利用者支援の調整機関を住民生活課とし、平成 30 年度に江府町子育て世代包括支援センター「おひさま」を設置し、子育ての相談窓口一元化を図りました。そして令和 7 年度からは母子保健機能と児童福祉機能の両面からの支援が一体的に提供されるようにするため、母子保健及び児童福祉に関する専門機能を有する『子ども家庭センターおひさま』を設置します。さらに、虐待への予防的な対応など妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を個々の家庭に応じて実施できるよう努めていきます。

②ニーズ調査の結果

この事業に関する調査は実施していません。

③サービス目標

地域の関係機関が一定の情報と知識を共有し連携することにより、個別の家庭状況に合わせた利用者支援の実現を目指します。

また、転入者に対し、各種事業、サービス等の利用支援・情報の周知を徹底していくことで、すべての子育て世帯に情報が届くよう努めていきます。

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
【こども家庭センター型】 実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1
確保方策 (箇所)	1	1	1	1	1

(2) 妊婦等包括相談支援事業

①説明

妊婦等包括相談支援事業とは、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等を実施することにより、妊婦等の心身の状況や環境の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供します。

②ニーズ調査の結果

この事業に関する調査は実施していませんが、「孤立感を感じている」「相談する人がいない」等の回答がありました。

③サービス目標

主に妊婦・その配偶者等に対して面談等を実施することにより、妊婦等の心身の状況や環境の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行います。

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
利用回数 (延べ回数)	30	30	30	30	30
確保方策 (延べ回数)	50	50	50	50	50

(3) 延長保育事業

①説明

保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行います。

②ニーズ調査の結果

保育時間のニーズは10時間までとなっており、保育標準時間(8～11時間)の認定によりカバーでき、ニーズはないと判断できます。

③サービス目標

調査によるニーズはなかったため、量の見込みは0としますが、今後必要性がある場合は利用できるよう支援します。

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
利用者数 (人日/年)	0	0	0	0	0
確保方策 (人日/年)	0	0	0	0	0

(4) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

江府町では、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は実施していません。

こどもたちが、安全・安心に放課後等を過ごせるように、以下のような事業があります。

（1）放課後子ども教室

①説明

江府町では「放課後子ども教室」を開校し、地域の方々の協力によりこどもたちに学習や体験、交流活動の機会を提供しています。

また、平成 28 年度から冬休み・春休みにも子ども教室を開校し、年間を通して全学年を対象としました。形態が放課後児童クラブに近くなっているため、放課後児童クラブの整備について検討します。

②ニーズ調査の結果

放課後子ども教室の登録率は高く、低学年により高いニーズがあります。特に、長期休業中については、1 日の預かりということもあり、極めて高いニーズがあります。また、土日等、現在実施していない曜日についても、利用希望（3割程度）が結果として出ています。一方で、習い事等に行かせたいとの意向をもつ保護者もあり、今後、放課後子ども教室の活動内容を充実させる必要があります。

③サービス目標

現在、本町では、「地域の方々の参画により、こどもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等の取組を行う」という目的の下に放課後子ども教室を実施しています。これまでも、利用するこどもたちの状況や保護者のニーズに応じて、従来の放課後子ども教室の役割にとどまらず、柔軟に対応してきた経過があります。今後も、放課後や長期休業中のこどもたちの安全・安心な活動拠点として、施設環境面の整備や活動内容の充実、管理員の人材確保及び資質向上に向けた研修等に取り組んでいきます。

(ア) 放課後利用

(単位:人)

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
全児童数	78	82	80	76	78
登録児童	59	62	60	57	59
1日平均利用者数	18	19	19	18	18
17:30以降迎え (1日平均)	5	5	5	5	5
確保方策 (箇所)	1	1	1	1	1

(イ) 長期休業中利用**夏休み利用**

(単位:人)

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
登録児童	51	54	53	50	51
1日平均利用者数	33	35	34	33	33
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1

冬休み利用

(単位:人)

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
登録児童	28	30	29	27	28
1日平均利用者数	18	20	19	18	18
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1

春休み利用

(単位:人)

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
登録児童	42	44	43	41	42
1日平均利用者数	22	23	23	22	22
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1

（２）児童館

①説明

町内児童の健康増進と豊かな情操をはぐくむことを目的として、世代間交流事業、社会科見学、体験学習、他町との交流学习など様々な事業を行っています。また、子ども教室を利用していない児童を中心に、遊びの指導や学習スペースの提供を行っています。

②ニーズ調査の結果

この事業に関する調査は実施していません。

③サービス目標

保育園、奥大山江府学園と連携し、子育て親子の支援や地域活性化につながる機能の強化を図り、こどもや住民の誰もが利用しやすく安全に施設を利用できるよう、建物の安全確保や講座等の事業実施を行っていきます。

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
利用者数 (人／年)	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
確保方策 (箇所)	1	1	1	1	1

（３）こどもサロン

①説明

小学校の振替休日対応として、社会福祉協議会が運営する「子どもサロン」が開設されました。俣野ふれあい学舎（旧俣野小学校）を利用し、見守りボランティア３～５名、調理ボランティア７名、社会福祉協議会職員４名のスタッフにより運営されています。

②ニーズ調査の結果

この事業に関する調査は行っていないですが、振替休日を過ごすこどもの居場所として、ニーズの高い事業です。

③サービス目標

家庭や学校ではない居場所としての機能を持つことができます。普段接することのない地域や世代の方々とふれあい、様々な行事を通して、家庭や学校ではないこどもの居場所づくりを進めていきます。

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
利用者数 (人/年)	25	25	25	25	25
確保方策 (箇所)	1	1	1	1	1

(5) 子育て短期支援事業

①説明

保護者の仕事、疾病、出産等の理由でこどもの養育が一時的に困難となる場合に養護施設、乳児院において一定期間、養育及び保護を行います。

②ニーズ調査の結果

こどもを、日常的に親族にみてもらえる家庭や緊急時には親族にみてもらえる家庭が多かったです。こどもをみてもらっている人で、こどもにとってふさわしい環境か不安という意見や、みてくれる相手の負担が大きく不安という意見が出ました。

③サービス目標

ひとり親家庭や多子世帯における保護者の入院等、子育て家庭における緊急事態ともいえる状況において、必要度の高い事業です。また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月）において、孤立した育児によって虐待につながることを防ぐ、支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとなっています。

圏域にある短期入所施設が米子市にあるため、利用の希望又は、必要性があるときには、利用に関する支援を行っていきます。量の見込みの算出については、1年間に1回の利用を見込んでいます。

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
利用者数 (回/年)	1	1	1	1	1
確保方策 (箇所)	1	1	1	1	1

（６）乳児家庭全戸訪問事業

①説明

乳児を対象に保健師等が家庭を訪問して、乳児の発達・発育の確認と共に、これにかかわる子育て等の助言や相談を行っています。

②ニーズ調査の結果

この事業に関する調査は実施していません。

③サービス目標

保健師による訪問を行います。年間最大 10 人の出生を見込んでおり、出生世帯全戸に対して訪問する体制を今後も継続します。利用者支援の観点から子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、子育て支援につなげるとともに、必要に応じて養育支援訪問を行い、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援に努めていきます。

量の見込み	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
利用者数 (人/年)	10	10	10	10	10
確保方策 (保健師訪問回数)	10	10	10	10	10

（７）養育支援訪問事業

①説明

妊娠期の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業の状況等の情報により、支援の必要な家庭を把握し、ケースに応じて必要な専門職が家庭訪問し、相談・助言・指導・援助を行います。

②ニーズ調査の結果

この事業に関する調査は実施していません。

③ サービス目標

対象者が住民生活課に来所されることもありますが、養育支援訪問を助産師が訪問する体制を今後も継続して確保します。近年の傾向から 1 世帯に 2 回程度継続支援の必要なケースがあったため、年間で 2 世帯に 2 回程度の訪問を見込んでいます。

母子保健・児童福祉等の関係機関が一体的な体制をとることにより、情報集約と早期対応を図り、深刻な育児不安や児童虐待の予防に努めます。また、関係職員等の資質向上と連携強化を図り、きめ細やかな支援の充実を図ります。

量の見込み	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数 (人回/年)	4	4	4	4	4
確保方策 (助産師訪問回数)	5	5	5	5	5

(8) 子育て世帯訪問支援事業

①説明

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。

②ニーズ調査の結果

この事業に関する調査は実施していません。

③サービス目標

令和 7 年度から事業を開始し、家事や子育てに負担を感じている家庭に訪問し支援を行います。あわせて他機関と連携し、悩みを抱える家庭を把握して事業の周知も行っていきます。1 か月 4 回の利用を見込んでいます。

量の見込み	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数 (回/年)	4 8	4 8	4 8	4 8	4 8
確保方策 (回/年)	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

（９）親子関係形成支援事業

① 説明

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言をするとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行います。

② ニーズ調査の結果

この事業に関するニーズ調査は、実施していません。

③ サービス目標

令和 7 年度から事業を開始しました。同じ悩みを抱える保護者同士が悩みを話せる場をつくり、講義やグループワーク等を通して、子育てに対する不安や悩みの解消につながるよう支援していきます。1 か月に 2 組の利用を見込んでいます。

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
利用者数 (回/年)	24	24	24	24	24
確保方策 (回/年)	60	60	60	60	60

（１０）地域子育て支援拠点事業

①説明

子育て支援センターにおいて、子育てについての情報を提供したり、相談や助言、援助等を行ったりします。また、親子で過ごす場を提供するとともに、親同士の交流、仲間づくりをサポートし、安心して子育てのできる地域づくりを推進しています。

②ニーズ調査の結果

ニーズ調査の結果によると、現在は利用していないが、利用を増やしたいという回答がありました。また、自由回答の中には、「町外の支援センターはイベントが充実している。江府町でも町内・町外関係なく子ども同士が交流できる場がほしい。」という回答がありました。

③サービス目標

子育て支援センター「じゃりんこくらぶ」は地域の子育て拠点として、住民生活課や町立図書館等と連携をしながら、地域の子育て支援機能の充実を図っていきます。利用促進を図るため、保護者のニーズを把握しながら、参加してみたいと思えるようなイベントの企画や、参加しやすいシステムづくりなどをしていきます。また、利用をしたことのない家庭には、

健診時の声かけやイベント等への誘いを継続して行い、支援センターに足を運んでもらうきっかけづくりをしていきます。近年、町内の出生数が減少していることを踏まえ、より多くの親子の交流の場となるよう、他町の子育て支援センターとの交流会を実施したり、町外の方にも利用してもらえるよう、ホームページやチラシなどで周知をしたりしていきます。

量の見込みとしては、今後さらなる利用促進を図ることで、現在の1カ月に平均約10組の利用から、1カ月に15組の利用を見込み、年間180組の利用とします。

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
利用者数 (人回/年)	180	180	180	180	180
確保方策 (箇所)	1	1	1	1	1

(11) 一時預かり事業

①説明

保護者が短期間の就労・通院・看護・介護・冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合、また、保護者がリフレッシュするためにお子さんを預ける場として、子供の国保育園で一時的に保育を行っています。

②ニーズ調査の結果

利用をしていない理由に「必要がない」「利用方法がわからない」という回答がありました。一方で「私用やリフレッシュに利用したい」という回答もありました。

③サービス目標

保育園の入所率の増加により、利用対象者が減少しています。しかし、日常生活の突発的な事情や社会参加、育児による保護者の心理的・身体的不安を軽減するためにも、引き続き一時預かり専任の保育士を配置していきます。また、未就園児の家庭にチラシを配布したり、支援センター利用時に利用方法の説明をしたりして、一時預かり事業の周知をしていきます。

量の見込みとしては、1ヶ月4名の利用を見込んで年間48名とします。

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
利用者数 (人日/年)	4	4	4	4	4
確保方策 (人日/年)	48	48	48	48	48

（１２） 病後児保育事業

①説明

病気やけがなどの急性期を経過するなど安定した以後の回復期の生後６ヵ月から小学校３年生までの子どもを、保護者の就労等により保育できない場合に子どもを預かる事業です。

②ニーズ調査の結果

病児・病後児保育のニーズは、第２期の子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査より３０％増加しており、日野郡内で利用したい方が増えました。「日野病院以外のかかりつけの病院でも預かってもらえる病児保育があれば助かる」という声や、「子どもが体調不良になった際に、保育園等に迎えに来てもらい、保護者の都合がつく時間までみてほしい」という声もありました。

その反面、病児・病後児保育を利用したくない理由として、「保護者で対応できる」「利用料が高い」「質が気になる」という意見も出ました。

③サービス目標

平成２８年度から、西部管内で広域委託をし、「病児看護センターベアーズデイサービス（谷本こどもクリニック）」「病児保育かるがも（博愛こども発達・在宅支援クリニック）」「病児保育室ペンギンハウス（医療法人ファミリークリニックせぐち小児科）」の３事業所と委託契約を行い、受け入れ体制を整えています。令和３年度から日野町と委託契約を行い、日野病院での病児・病後児保育が開始され、就労する保護者にとって心強い事業となっています。１か月に５人の利用を見込んでいます。

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
利用者数 （人日／年）	60	60	60	60	60
確保方策 （箇所）	4	4	4	4	4

（１３） 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

①説明

育児等の援助を受けたい人と協力したい人が会員となって、一時的に有償でこどもを預かります。

②ニーズ調査の結果

ファミリー・サポート・センター事業を利用している方は現在ありませんでしたが、利用したいという声がありました。

③サービス目標

支援対象は6か月から小学校3年生までとし、支援会員は8名で体制は確保できています。

地域全体で子育て世帯を支える環境をつくっていきます。必要とされている方にサービスが届くよう、関係機関と連携を深めると共に、事業の周知を行い、会員を増やしていく必要があると思います。公共サービスでは対応できない部分のサポートや、移住されてきた子育て家庭への支援をすすめます。量の見込みとしては、1ヶ月に3名の利用を見込んで、3名×12月とします。

量の見込み	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
利用者数 (人日/年)	36	36	36	36	36
確保方策 (人日/年)	70	70	70	70	70

(14) 妊婦健康診査

①説明

妊娠中の健康診査の受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、母子健康手帳の交付を受けた方（転入者含む）を対象として、健診を実施しています。

また、町独自に「妊婦健康診査通院費助成事業」を実施し、米子市内の産科医療機関への通院にかかる費用負担の軽減を図っています。

②ニーズ調査の結果

この事業に関する調査は実施していません。

③サービス目標

健診の重要性、費用負担の軽減はもとより、妊婦健康診査事業を活用した妊婦相談は、産前産後の支援から乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業まで、連続した子育て支援につながります。妊娠・出産・育児の切れ目ない支援に大きな役割を果たしています。

健診費用は自己負担なしで実施しており、年間10人の出生を見込んでいるため、14回×10名の健診を実施する体制を確保します。

量の見込み	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
利用者数 (回/年)	140	140	140	140	140
確保方策 (健診受診票交付数)	168	168	168	168	168

（１５）産後ケア事業

①説明

本町は、母子保健法改正(令和元年)に伴い市町村の努力義務となった令和３年度以前の令和２年度から事業開始しました。米子市内の産後ケア事業実施施設に委託し、生後１２か月の母子に対して心身のケアや育児のサポート等実施しています。

②ニーズ調査の結果

産後ケア事業の開始以降に出産のあった世帯で、そのうち産後ケア事業を知っている世帯は６５％、利用をしたことのある世帯は１９％、今後利用を検討している世帯は５５％という結果でした。産後ケア事業を利用したことがある方は１～２回/人の利用でした。

③サービス目標

生後１２か月までの赤ちゃんやお母さんのケア・育児相談・授乳指導など産後の母子に必要な支援を、施設にて日帰り及び宿泊することにより受けられる事業です。対象月齢の拡大や、限定的であった「利用の理由」についても緩和され、幅広い世帯にご利用いただけます。

量の見込み	R7	R8	R9	R10	R11
利用者数(人／年)	3	3	3	3	3
確保方策(人／年)	4	4	4	4	4

（１６）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

①説明

保育園等の施設において、乳幼児であって満３歳未満（保育園に入所している乳幼児は除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。令和８年度からの全国的に本格実施される、新たな制度です。量の見込みを以下の表にまとめました。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児	量の見込み	—	1	1	1	1
	確保方策 (提供量)	—	1	1	1	1
1 歳児	量の見込み	—	1	1	1	1
	確保方策 (提供量)	—	1	1	1	1
2 歳児	量の見込み	—	1	1	1	1
	確保方策 (提供量)	—	1	1	1	1
	備考	江府町立子供の国保育園 1 か所を想定				

(人/年) 必要定員数

6 保育・教育の一体的支援及び推進体制の確保

1. 江府町の保育体制の充実

子供の国保育園では、鳥取県教育委員会が令和元年 11 月策定した「鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）」をもとに、小学校教育との連携・接続推進を図ってきました。人材確保については、令和2年度から令和6年度にかけて3名の保育士採用を行いました。人材育成は、体制の維持発展に必要不可欠です。引き続き保育実習の受け入れ等を通じて人材の確保に努めていきます。

また、令和6年度に実施した子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査により、ニーズの把握を行いました。まず、前回の計画作成時と同様に、認定こども園のニーズは低い結果となりました。保育時間については、11時間以上に対するニーズがなかったことから、延長保育へのニーズはないと判断できます。土曜日の保育については、現在の保育時間（7時30分～13時00分）だけでなく、午後の保育ニーズ（月に1～2回の利用希望）が4割程見られました。しかし、土曜日の午後保育を実施するには、給食の提供や職員体制等について十分な検討が必要です。

2. 保小中・地域との連携の推進

令和4年度に義務教育学校を設置し、保育園1園、義務教育学校1校となってから3年が経過しました。これまでの学校地域協働本部事業とともに、平成29年度よりコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、さらに地域とのつながりを深め、保育と教育の連携に重点を置いた取組の充実を図っているところです。連携は、主に2つの視点に基づいて行っています。1つ目が「こどもを支える視点（指導者による指導・支援）」、2つ目が「こどもから見た視点（交流を通じたこどもの学び）」です。

1) こどもを支える視点（指導者による指導・支援）

①特別支援教育連携事業

時代の変化等により、特別な支援を要するこどもたちは増加傾向にあり、本町も例外ではありません。このようなこどもたちに対して適切に支援を行うには、早期発見・早期対応、そして一貫した支援が大切です。

5歳児健診、就学時健診など節目の健診を、住民生活課や教育委員会に加え、保育園や学校など関係機関が連携して実施しています。また、LD等専門員の依頼相談を活用し、幼児期の支援が就学後にも引き継がれていく取組も進めています。併せて、年に特別支援教育推進委員会を定期的開催し、保育園・義務教育学校・住民生活課・教育委員会の担当者が集まって、こどもたちの状況について確認し、今後の支援を検討しています。また、必要に応じて個別の教育支援計画を作成し、就学や進学、就労の際にも支援が途切れることがないようにしています。

今後も、このような取組をより充実させ、全てのこどもたちが生き生きとした生活を送ることができるよう支援を続けます。

※LD 等専門員 ＝ 発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその指導に携わる教員、保護者等を対象に相談活動を行う。

②保育と教育の系統的指導

こどもの成長は連続しており、保育園での生活と学校での学習を連動させることは、こどもたちの力をより効果的に伸ばすために大切なことです。保育と教育が系統的につながるよう、本町では保育園の年長児においてアプローチプログラムを、義務教育学校の低学年においてスタートカリキュラムを実施してきました。こどもたちは、アプローチプログラムにより「基本的生活習慣」「人との関わり」「学び方」といった学習の基盤を学び、スタートカリキュラムによって、学校という新しい環境にすみやかに適応していきます。今後はアプローチプログラムやスタートカリキュラムをもとに、こどもたちが、より段階的にスムーズに成長できるよう、架け橋期カリキュラム（年長児・義務教育学校1年生の2年間のカリキュラム）を作成し取り組んでいくこととしています。

義務教育学校となったことにより、今まで以上に系統的な学校教育を受けられるようになりました。加えて6年生は日野川校舎で生活し、教科担任制の授業を実施しています。先輩の姿から自分の将来や進路実現について考え実践するなど、早い段階から見通しを持って生活できる環境を整えています。さらに様々な行事を1～9年生、そして教職員が一緒に取り組むことで、こどもたち、教職員がお互いの存在をより身近に感じることができるようになりました。

その他、指導の充実のため、保育士や学校の教職員による相互の保育・授業参観も行っています。お互いの状況を理解し自らの指導に活かすことで、より系統性のある指導を行うようにしています。

今後も少子化が進み、集団規模が小さくなっていく中で、本町のこどもたちが、多様な関わりの中で、より多くの大人たちに見守られながら成長できるような取組を充実させていくことは大切です。自己肯定感や自主性の向上・学力の向上・コミュニケーションスキルの定着・ふるさとへの愛着等をキーワードに、保育園からの15年間を見通した教育ビジョンのもと、保育園と学校の連携を図り、それぞれの発達段階に応じた指導を行っていきます。

③保育・教育の質の確保・向上

保育園や学校では、保育者や教職員の専門性の向上を目的とした研修機会の充実を図っています。

- ・鳥取県教育委員会が主催する幼児教育、保小連携関連の研修会で得た知見や幼児教育担当指導主事および保育専門員の園訪問での助言を日常の保育実践や保育環境整備に活かしています。
- ・鳥取県教育委員会教育センター研修の受講内容、県教育委員会の学校訪問や研究授業での大学の先生の指導助言を日常の授業実践、学校環境整備に活かしています。

2) こどもから見た視点（交流を通じたこどもの学び）

①こどもたち同士の交流

少子化の影響で、こどもたちは保育園入園から義務教育学校を卒業するまで、限られた小集団の中で過ごしています。このため、人間関係の固定化やコミュニケーション力の低下が心配されます。

そのため、本町では異年齢交流を積極的に行っています。保育園では3歳以上児を縦割りチームに分けた保育を行ったり、児童生徒との交流を実施したりしています。具体的には、1・2・4年生それぞれの学年との交流、8年生の職場体験、9年生の家庭科の学習などにおいて園児と児童生徒との交流を行っています。年長児と4年生は次年度には、ブナの森校舎の新入生と最上級生となるため、その前年度からその関係性をつくるために、園児を学校に招き、就学への期待や希望を持たせるようにしています。また、義務教育学校では全校遠足や体育祭などの特別活動において、1～9年の縦割りの活動を実施しています。

このような交流を通じて、園児や下級生のこどもたちは、先輩に対する「あこがれ」を持ち、上級生には「ほこり」や「やさしさ」が育まれます。このほか、小学5年生は姉妹町である島根県西ノ島町の5年生児童とも交流を行っています。引き続き、このようなこども同士の交流を充実させ、コミュニケーション力や他者と良好な人間関係が築ける力を伸ばしていきます。

②地域との交流

本町では、学校地域協働本部を組織し、地域の方々が通学支援や各種行事支援などを行っています。また、コミュニティ・スクールの取組として、地域の方々が参加しての学校環境整備や、児童生徒が地域を知ったりボランティア活動に取り組んだりする活動を地域の方々と一緒に取り組むことを推進しています。

このほかに、赤十字奉仕団や食生活改善推進協議会などによる保育活動支援も行われています。このような支援は、地域と学校が連携していくための大切な取組であるとともに、こどもたちと地域をつなぐ機会にもなっています。地域の方に認められ、励まされることでこどもたちに自尊感情が育ち、積極性や思いやりの心が育まれます。

少子化によりこどものいない世帯が多くなっている現在、今後も保護者だけでなく、町民全体がこどもたちの成長を見守る地域とともにある保育園、学校づくりを目指していきます。そのためにも、各種団体との連携をさらに深め、地域の方に園や学校の様々な活動に参加いただく機会の充実に努めていきます。

3. 放課後等の居場所づくりへの支援

本町では、平成 21 年度の小学校統合により、バス通学の児童生徒が増えました。また、放課後に自宅に帰っても家族がいない、あるいは近所に同世代の友達がいないという実態があることを踏まえ、こどもたちの防災・安全面の観点から、また子育て支援の一環として、「放課後子ども教室」を実施しています。

「放課後子ども教室」は学校敷地内に設置し、こどもたちが安全に通うことができます。また、複数の安全管理員によって放課後の学習や生活、下校時のバス停までの移動の見守りを行っています。

夏休みなどの長期休業中にも「子ども教室」を実施しています。家庭で、一人で過ごしたり友達との関わりが希薄になったりすることがなく、早寝早起きなどの規則正しい生活習慣を維持できるとともに、学習時間も確保し、学校と連携した学習習慣の定着にもつながっています。

「子ども教室」は、多様な学年の児童が一緒になって様々な体験活動（スポーツやものづくり等）も行います。そうした活動を通して、他者との関わりを体験的に学ぶ場でもあります。価値観の変化や人口減少、少子化によって地域の方や友達とふれあう機会が少なくなりがちな中、「子ども教室」の果たす役割はたいへん大きくなっており、今後も継続した実施と更なる内容の充実が求められます。

その他にも、子ども教室を利用していないこどもたちは、明道児童館を利用し、放課後等の活動の場としています。また、社会福祉協議会においては、学校行事の振替休日に「こどもサロン」を実施しています。青少年育成江府町民会議では、休日を利用した「ふれあいもちつき大会」等のイベントを実施しています。こどもたちが普段できない様々な体験活動を行うと同時に、休日の居場所づくりとなるよう、町内各関係機関が連携した子育て支援の取組を行っています。

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

この計画の分野は、福祉・保健・教育・労働・生活環境など多岐にわたっています。このため、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、町民（保護者）、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「江府町子ども・子育て会議」等において、本計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

2. 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべてのこどもの育ちと子育てを支援していくためには、町民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。町のホームページ、広報紙、パンフレット等を活用し、本計画について理解促進を図ります。

3. PDCAサイクルによる推進・管理体制

こどもと子育てをする親を取り巻く環境は、時流に伴い変化していきます。

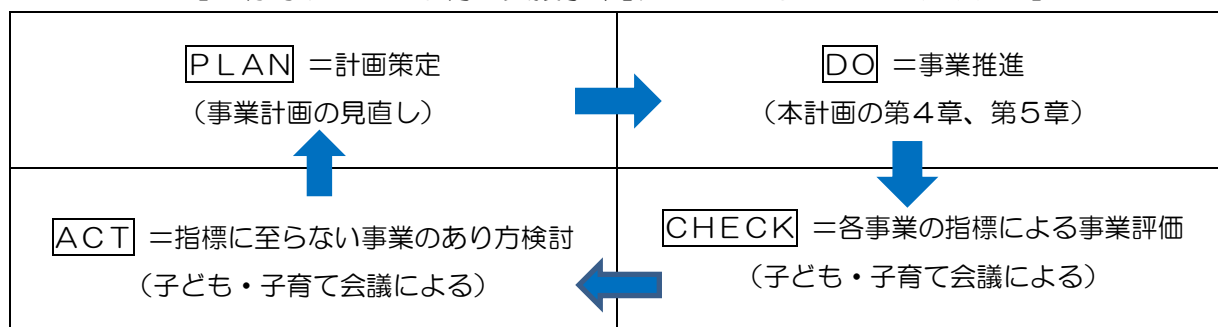
本事業計画を、理念だけのものに終わらず、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していくPDCAサイクル（※）による推進体制が不可欠となります。

本町では、以下の図のイメージに従い、計画を推進していきます。

※PDCAサイクル=事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返し、業務を継続的に改善する。

【江府町子ども・子育て支援事業計画にかかるPDCAサイクル】



参考資料

1. 第3期江府町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年 月 日	事 項
令和6年6月24日	子ども・子育て支援事業計画担当者会①
令和6年7月3日	第1回子ども・子育て会議を実施（書面開催）
令和6年8月28日～9月20日	ニーズ調査実施
令和6年10月17日	子ども・子育て支援事業計画担当者会②
令和6年11月27日	第2回子ども・子育て会議
令和7年3月18日	第3回子ども・子育て会議
令和7年3月	第3期江府町子ども・子育て支援事業計画策定

2. 子ども・子育て会議委員名簿及び設置条例

	区 分	氏 名	役 職 等	備考
1	保 護 者	土居 洋平	子供の国保育園保護者会	
2	保 護 者	西田 進哉	奥大山江府学園PTA	
3	子ども子育て支援に関する 事業に従事する者	長尾 英俊	子供の国保育園長	
4	学識経験の有する者	景山 敬文	奥大山江府学園	
5	学識経験の有する者	上原 美千代	主任児童委員	
6	学識経験の有する者	藤原 眞輝	主任児童委員	
7	その他町長が必要と認める者	高津 宏史	青年団代表	
8	その他町長が必要と認める者	斉鹿 利恵	役場職員代表	
9	その他町長が必要と認める者	梅林 徹	役場職員代表	
10	関係行政機関の職員	八幡 徳弘	副町長	
11	関係行政機関の職員	谷田 孝之	教育課長	

※町設置条例第3条に規定

江府町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、江府町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 法第6条に規定する子どもの保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前項の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていないときの招集は、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、住民生活課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

3. 用語解説

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定された事業は以下のとおりです。

No.	事業	概要
1	利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
2	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業
3	妊婦健康診査事業	赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師・保育士・児童委員などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業
5	養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）
7	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業
8	一時預かり事業	保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等で子どもを一時的に預かる事業
9	延長保育事業 (時間外保育事業)	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業
10	病児・病後児保育事業	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業
11	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の保育・教育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。
14	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する。
15	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う。

16	産後ケア事業	出産後1年未満の母子を対象に、助産師による授乳方法や心身のケア、育児のサポートなど幅広い支援を行う。
17	乳児等通園支援事業	保育所等に通っていない0歳から2歳の子どもの対象に、就労要件等を問わず、すべての家庭に平等な子育て支援を提供するとともに、その保護者との面談を通じ、適切な情報提供や支援を実施することにより、孤立した子育てを防ぐことを目的とし、親が就労していない場合でも幼稚園、保育所、認定こども園などで時間単位にこどもを預けられる制度。

その他

	要保護児童対策及びDV防止 対策地域協議会	「児童」の考え方は一般的には小学生をさしますが、児童福祉法上の要保護児童対策地域協議会の「児童」は18歳未満の子どものことを指します。
--	--------------------------	---

